

天童市介護職員家賃支援事業

天童市では、初めて市内の介護施設等に就労した介護職員の方を支援するため、賃貸住宅の家賃補助事業を実施します。条件に該当する方は、ぜひ本制度をご活用ください。

1. 適用開始

令和8年4月1日から

2. 対象となる方

- ①天童市に住所がある方
- ②初めて天童市の介護事業所（※1）に就労する方で、令和8年4月1日以降に採用された方（下記※2の資格を有する方に限ります）
※対象期間は、当市の事業所に初めて就職した年度から3年度目までとなります。
- ③常勤（1日6時間以上、月20日以上常態的に勤務）の方
- ④市内の介護事業所に3年以上継続して勤務する予定の方
- ⑤市県民税等に滞納がない方

※1 介護事業所とは、以下のサービスを行う事業所です

- ・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院
- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護
- ・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護

※2 資格

- ・介護福祉士・介護支援専門員・看護師・その他市が認める資格を有する方

3. 補助額等

本人名義で契約する賃貸住宅の家賃（共益費、管理費）を対象とします。

※対象外となるもの

- ・敷金、礼金、駐車場代等は対象外となります。
- ・1親等の親族（親・子）が所有する住宅は対象から除きます。

【補助額】

1か月分の家賃（勤務先からの住宅手当がある場合は家賃から手当を引く）×1/2と、20,000円を比較して低い金額

- ・補助額の例① 月額家賃50,000円、住宅手当0円の場合
 $50,000円 \times 1/2 = 25,000円$
→補助額（月額）は20,000円
- ・補助額の例② 月額家賃50,000円、住宅手当15,000円の場合
 $50,000円 - 15,000円 = 35,000円$
 $35,000円 \times 1/2 = 17,500円$
→補助額（月額）は17,500円

4. 申請方法等

(1) 交付申請 4月～

下記の書類をご提出ください（各様式は市のホームページでダウンロードできます）。

- ①交付申請書（別紙様式第1号）
- ②事業計画書（様式第1号）
- ③勤務証明書（別紙1）※勤務先から作成してもらってください。
- ④誓約書兼同意書（別紙2）
- ⑤賃貸住宅賃貸借契約書の写し
- ⑥資格を証明する資格証等の写し

(2) 交付決定

申請を受けて市が内容を確認し、交付決定通知書を送付します。

(3) 概算払い 10月（予定）

4月～9月分を、概算払いとして交付します。下記の書類をご提出ください。

- ①補助金請求書（別紙様式第3号）
- ②振込先口座がわかる通帳の写し等

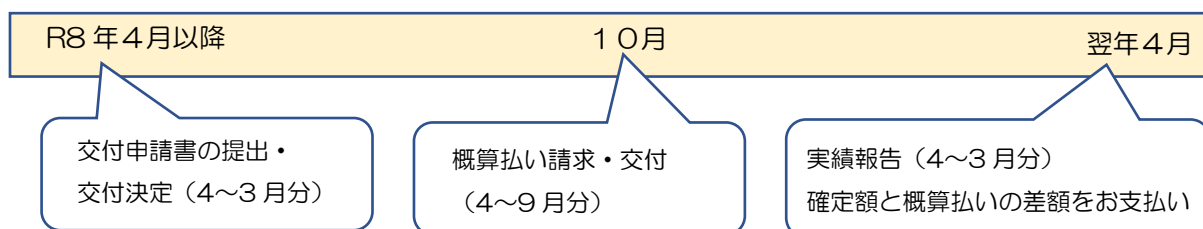
(4) 実績報告 翌年度4月（予定）

1年間の実績報告を提出いただきます。実績に応じて市から補助金を交付します。

（4月～9月分の概算払いを受けている方は、実績額との差額を交付します）

下記の書類をご提出ください。

- ①実績報告書（別紙様式第2号）
- ②事業成績書（様式第1号）
- ③補助金請求書（別紙様式第3号）
- ④家賃の支払いを証明する書類
- ⑤住宅手当の受給を証明する書類



5. 注意点

- ・補助金は、初めて市内事業所に就労をした年度を初年度とし、3年度目まで申請することができます。申請は単年度ごとに行っていただきます。
- ・家賃、住所、勤務先等に変更がある場合は、市に変更の申請をしてください。
- ・本補助金に係る収入は、課税対象となります。
- ・ご不明な点は市にお問い合わせください。

6. 書類の提出・問い合わせ先

〒994-8510

天童市老野森1丁目1-1

天童市健康福祉部保険給付課介護給付係（天童市役所1階）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時まで

電話：023（654）1111 FAX：023（658）8547